

呉市医師会看護専門学校 令和7年度学校評価表

[評価基準 3:適切 2:ほぼ適切 1:やや不適切 0:不適切]

評価項目	令和7年度の内容	評価点
1.教育理念・目標は適切か	<p>教育理念</p> <p>近年の医療の高度化、専門化、疾病構造の変化、高齢化に伴う諸課題と地域医療および在宅医療の推進など看護を取り巻く環境は著しく変化し、看護への期待は多様化、肥大化している。しかし、社会がどのように変化しても、人が人に、人としてのまなざしや手と心を届け、その人らしく過ごせるように健康な暮らしを支援するという看護の本質は普遍である。</p> <p>本校は、呉市医師会の目的である「医道の高揚及び・医学・医術の研鑽・普及を図り、もって住民の健康と生命を守る社会的責務を遂行する」に鑑み設立された。そのため、社会の変化に伴う保健医療福祉の抱える今日的な課題から看護の役割を認識し、課題達成のために関連職種の人々と協働しながら自らの責務を果たすために、絶えず主体的・創造的に研鑽を積み看護の質を向上させ、地域社会に貢献できる看護師の育成を目指すことを旨とする。</p> <p>そこで、本校の教育理念は、地域社会の人々が健康にその人らしく人生を全うするための支援者として、対象を深く理解し受容する過程を通し、信頼されるに足りる感性豊かな人間性の涵養に努める。また、対象者の健康課題に対応するために専門的知識と技術を統合し、総合的な判断力と実践力の基礎的能力を養うことを看護師育成の基盤として捉える。</p> <p>さらに専門職業人として生涯にわたり看護への探求心をもち自ら成長する力を養い、地域社会に貢献できる看護の実践者を育成する。</p> <p>学習支援においては、看護を学ぶ一人ひとりの学習者を尊重し、教員自らも看護の実践者の一人として社会貢献できるように相互に研鑽を積むものとする。</p> <p>教育目的</p> <p>豊かな人間性と専門職業人として生涯にわたって自ら成長する力を養い、地域に貢献できる看護の実践者を育成する。</p> <p>教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命を尊び人間を尊重し専門職業人としての倫理観と感性豊かな人間性を養う。 2. 人間を身体的、精神的、社会的に統合された生活者として幅広く理解する能力を養う。 3. 自己理解、他者理解を深め対象に応じた人間関係能力を養う。 4. 科学的な根拠に基づき安全で、人間に対する温かいまなざし、手、心を届ける看護実践能力を養う。 5. 社会の変化に伴う課題から、看護の果たす役割を認識し、他職種と連携・協働し地域に貢献できる能力を養う。 6. 看護への探求心を持ち、専門職業人として学習し続ける能力を養う。 	2.0点
2.学校運営が適切に なされているか	<p>運営方針</p> <p>経済的な側面から看護師への道を断念することのないよう、学生の負担をなるべく少なく、就業しながら通学できるよう定時制とすることで裾野を広げる。また、本校の</p>	2.5点

	<p>定めた理念及び目標に則り、地域に根差し活躍することのできる看護師を育成する。</p> <p>事業計画 単年度における事業計画は、設置主体である一般社団法人呉市医師会が総会において採択したものに基づく。</p> <p>組織運営 設置主体である一般社団法人呉市医師会の執行部と常に情報や問題の共有を図るため、学校担当理事と両課程教務主任会を毎月実施している。 また、組織・人事・給与等の見直し、諸規定の改廃等の整備については随時、理事会における審議を経て行っている。</p> <p>人材育成 本校の教員は看護師養成所で専任教員となることのできる講習を指定された期間(9ヶ月間)受講するか、大学又は大学院で教育に関する科目を4単位以上履修した上で専任教員となることのできる。また専任教員資格取得後も看護及び教育の知識を更に高めるために必要な研修を適宜受講させることとするほか、看護教員としての成長の指針に基づき、教員それぞれの成長段階に応じた到達目標を達成できるよう教務主任或いは熟達教員が日常的にアドバイスや指導を行うことで育成に努めている。</p>	
<p>3.教育活動(教員・講師の配置や評価の方法)が適切になされているか</p>	<p>教育方法</p> <p>1) 講義 分野ごとに以下のとおり、教員・外部講師を配置し、実践に即した教育を行う。</p> <p>基礎分野 外部講師/大学教員又は元大学教員</p> <p>専門基礎分野 <人体の構造と機能> 外部講師/医師 <疾病の成り立ちと回復の促進> 外部講師/医師・歯科医師 <健康支援と社会保障制度> 外部講師/医師・大学教員・保健所職員</p> <p>専門分野 <基礎看護学> 主に本校専任教員・一部実習病院の看護師 <その他の看護学> 主に実習病院等の看護師・一部専任教員 <地域・在宅看護論> 外部講師/実習施設の介護支援専門員・訪問看護師 <看護の統合と実践> 外部講師/実習病院の看護部責任者・臨床工学技士 ※看護研究・臨床看護技術総合演習は専任教員</p> <p>2) 実習 本校が定めた実習における倫理的配慮の考え方及び安全管理に則り、実習の意義・目的・目標を学生に明示し、分野ごとに適切な病院・施設にて実施する。</p> <p>3) 課外活動 多様な人々に関わることで、価値観の多様性に触れ、自己の価値観を変容させる機会を得ると同時にコミュニケーション能力、判断能力、調整能力など社会人として求められる基礎的能力を養い、望ましい人間関係を形成するために必要な能力を育成できるよう、行事及び教科関連行事、特別講義などの課外活動を設け、組織や地域社会のなかで、学生が積極的に参加・協力することができるよう指導す</p>	<p>2.5点</p>

	<p>る。 例：親睦会・人間関係論セミナー・オープンスクール・学校祭・県スポーツ交流会等</p> <p>評価</p> <p>1) 出席日数 各学科の出席すべき時間数の3分の2以上出席。ただし、実習評価を受ける資格に限っては、出席すべき時間数の6分の5以上出席を必要とし、担任教員が出席簿を適切に管理。時間数の不足しそうな学生には指導を行う。</p> <p>2) 学科試験 学科試験及び実習成績の評価は、次を基準としてC以上を合格とするが、これに満たない者には可能な限り再試験で合格できるよう適切に指導する。 80点以上：A評価 70点～80点未満：B評価 60点～70点未満：C評価 60点未満：D評価</p> <p>3) 実習評価 臨地実習施設の実習指導者、本校の専任教員双方が実習への取り組み、カンファレンス、実習記録を以下の基準に基づき評価し、C以上を合格とする。不合格の授業科目がある者のうち、必要と認める者に対して、補習実習を受けさせる。 援助がなくても殆ど自分でできる：A評価 少しの援助があれば大体できる：B評価 援助があればできる：C評価 援助があってもできない：D評価</p> <p>単位認定 年度末に行われる校長・学校担当理事・副校長・教員で構成する単位認定会議において各科目の評価に基づき認定する。</p> <p>卒業認定 学業成績について不合格の科目がある者は、卒業することができない。</p>	
<p>4.学修成果は上げられているか</p>	<p>期待される卒業生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生命を尊重し、人間としての尊厳を守る豊かな人間性が育まれている。 2) 人間を統合的に捉え生活者としての対象を理解できる。 3) 良好な人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を身につけている。 4) 看護実践できる基礎的知識・技術・態度を修得している。 5) 看護師としての責務を自覚し倫理に基づいた看護を実践できる。 6) 地域の特性をふまえ、地域住民のニーズに合わせた看護を実践できる。 7) 保健医療福祉チームの一員として看護の役割と責任が理解できる。 8) 看護実践を通して自分の看護に対する考え方が明確になっている。 9) 探究心と向上心を持ち主体的に学ぶ姿勢を持ち続ける。 <p>看護師資格の取得 合格率 100%を目標とし、3年次より看護師国家試験模擬試験問題に取り組む。</p> <p>就職率</p>	<p><u>3.0点</u></p>

	<p>100%を目標に、適切に進路指導・就職活動を支援する。</p> <p>例：実習期間中に就職試験がある場合の柔軟な対応等</p>	
5. 学生支援を効果的に行えているか	<p>教員からの支援</p> <p>学生の背景を把握・理解し、できる限り学生一人一人の個性に寄り添う指導を行うよう心掛ける。</p> <p>第三者による支援</p> <p>学生が、直接、教員には話し難いことや、修学面、生活面、健康面などの様々な問題を相談できるよう専門家による生活相談日を月に2回設けている。</p> <p>経済的支援</p> <p>本校独自の奨学金制度はないが、奨学金制度を設けている医療機関等の紹介や日本学生支援機構の奨学金(無償化を含む)を本校学生が受給できるよう整備している。また、やむを得ない場合で校長が認めた場合は授業料納入方法の特例(分割払いなど)による支援も行っている。</p>	2.6点
6. 教育環境は適切に整備されているか	<p>施設・設備</p> <p>施設・設備、教育用具等に関しては法令(保健師助産師看護師法施行令)に則り整備するとともに、教育目的の達成を目指し、知識・技術の両面から実践力を育てる環境となるよう充実に努めている。</p> <p>防災・安全</p> <p>1) 消防計画</p> <p>年度ごとに設置主体である一般社団法人呉市医師会が組織全体の消防計画を立て、行政へ届け出を行っている。また、当該消防計画に則り、教員及び学生は消防訓練に参加している。</p> <p>2) 安全・保健計画</p> <p>法令(学校保健安全法)に則り、行政へ年間の学校安全計画を届出済みである。</p>	2.0点
7. 募集と受け入れは適切で公平か	<p>学生募集活動</p> <p>学生募集の際には、看護師の職務内容について説明を行うことに努めている。また、看護大学との違いや定時制であることの本校としての特徴を説明している。</p> <p>なお、入学希望者へ公平に情報提供できるよう、ホームページから募集要項等、学校の情報を手軽に入手できるようにしている。</p> <p>入学選考</p> <p>入学選考にあたっては、筆記試験の成績と小論文、面接による評価を総合的に判断し、看護師としての職業への適性と国家試験の合格を目指す学習能力があるかを重視し判定している。判定に際しては学校長、学校担当理事、副校長、教務主任等で構成される合否判定会議において学則に則り合否判定を協議し、公平に審査を行っている。</p>	1.8点
8. 法令等各種規則を遵守できているか	<p>関係法令・設置基準の順守</p> <p>本校の運営にあたっては、関係する法令を遵守し、種々の規定されている届出について、定められた事項を毎年報告している。さらに学校運営にあたって学則、履修に関する細則、規程を作成している。これらの諸規程については、必要時改正を行い、教職員は日々の運営において遵守するよう努め、学生にも関係する規程を遵守するよう指導している。</p>	2.5点

	<p>個人情報保護</p> <p>本校に関わる個人情報については、設置主体である一般社団法人呉市医師会が定める個人情報保護規定に則り、適切に管理・対応している。</p>	
9.財務状況・管理方法は健全か	<p>財務基盤</p> <p>設置主体である一般社団法人呉市医師会の事業のうち、本校の運営は公益目的事業にあたり、毎年赤字となっているが、その他の事業による強固な財務基盤により、本年度についても学校単独の収支状況の影響なく運営が行える状況にある。</p>	2.3点
	<p>予算・収支計画</p> <p>予算編成にあたっては、設置主体である一般社団法人呉市医師会の定款諸規程のうち経理規程に則り、費目ごとに内容を精査し、編成される。また予算の決定は理事会の審議を経たのち、総会の承認により行われる。</p>	
	<p>監査</p> <p>決算にあたっては、設置主体である一般社団法人呉市医師会の定款諸規程のうち経理規程に則り、月次決算と期末決算に区分され、このうち期末決算については理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない決まりとなっている。また、内部監査人(呉市医師会監事)、外部監査人(株合同総研)による監査を決算期に実施している。</p>	
10.社会貢献・地域貢献を行っているか	<p>学校祭等で近隣の市民が利用できる「町の保健室」を開催。これらの活動を通じて、学生の実践能力を養うとともに地域貢献に寄与している。</p>	2.6点